

令和6年度第3回 札幌市国民健康保険運営協議会の概要

1 日時

令和7年（2025年）2月12日（水曜日）午後6時30分～午後7時55分

2 場所

札幌市役所12階 1～3号会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 運営協議会委員（14名のうち出席者11名）

ア 公益代表

阪 正寛、芝木 厚子、田中 かおり、林 美枝子

イ 被保険者代表

高橋 則克、細矢 信晴、皆川 智司、吉田 正幸

ウ 保険医または保険薬剤師代表

百石 雅哉

エ 被用者保険等保険者代表

中谷 慎也、濱田 斉

(2) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険運営担当課長、国保健康推進担当課長 ほか

4 議事録署名委員

吉田 正幸（被保険者代表）

濱田 斉（被用者保険等保険者代表）

5 議案

(1) 議案第1号 令和7年度国民健康保険会計予算

ア 説明の趣旨

- ・令和7年度第1回定例市議会に提出予定のため、現時点で見込みの数字である。
- ・歳入・歳出それぞれの総額は、1,822.5億円。
- ・歳入の内訳は、保険料292.2億円、道支出金1,317.7億円、基金繰入金5.9億円、一般会計繰入金202.1億円、延滞金や第三者求償行為返還金など4.6億円。
- ・歳出の内訳は、給付費1,301.5億円、事業費納付金464.5億円、総務管理費等56.5億円。
- ・歳入の保険料と一般会計繰入金は、被保険者数減少により前年度比で減額となった。
- ・歳入の道支出金と歳出の療養給付費等は、被保険者数減少により給付費も減少となったため、前年度比で共に減額となった。

- ・歳入の基金繰入金は、前年度とおおむね横ばい。
- ・歳出の事業費納付金は、加入世帯数減少等により前年度比で減額となった。
- ・歳出の総務管理費等は、職員給与、郵送料等増加により、前年度比で増額となった。

(国保の主な指標)

- ・被保険者数について、少子高齢化や被用者保険適用拡大等の影響により減少傾向となっている。
- ・世帯数についても同様に、世帯当たりの平均人数が下がっている傾向にある。
- ・総医療費及び一人当たりの医療費について、被保険者数減少により総医療費自体は減っているものの、高齢化や医療の高度化等により一人当たりの医療費は増加傾向。
- ・令和7年予算収納率について、94.56%であり、前年度比でマイナス0.03ポイント。

(一世帯当たりの平均保険料)

- ・令和7年度の一世代当たりの平均保険料は、医療分と支援金分を合わせて152,207円。一人当たり医療費の増加等により、一世帯当たり納付金が増加となり、前年度から966円増加したが、令和12年度の全道保険料率の統一に向け、令和7年度から保険料の賦課割合の見直しを実施することに伴い、基金1.3億円を活用し、負担軽減を図る。基金活用により、一世帯平均541円抑制される。

(国民健康保険支払準備基金)

- ・令和5年度の試算では、令和7年度は北海道財政安定化基金への拠出のため4.5億円を活用することを予定していたが、令和7年度予算において、道支出金の返還等2.4億円と北海道財政安定化基金への拠出0.8億円の合計3.2億円で確定したため、保険料負担軽減には1.3億円を活用できると判断したところ。
- ・基金残高の推移について、令和5年度決算残高は5.3億円の積み増しがあり、53.8億円であったが、令和6年度決算見込において7.4億円の基金活用があったため、積み増し分は全て使い切った。

(保健事業プラン2024等の取組予定)

- ・ダイレクトメールでの勧奨通知を3回から、令和7年度には2回追加し、合計5回、送付する予定。
- ・自己負担無料対象の拡大について、今年度までは40歳になった方を無料としていたが、令和7年度は、50歳、60歳、70歳を対象として拡大する。

- ・カナモトホール集団健診について、利便性の高く、初受診の方が半数近くを占めていることから、今年度は3回だったが、令和7年度は合計5回に拡大する予定。

イ 主な質疑

- Q 都道府県単位化の方向性に合致し、かつ被保険者の利益につながる場合という表現があるが、事務局の考える被保険者の利益とはどういうものか。
- A 例えば、保健事業の健診の自己負担分を年齢で区切ることなく、全道統一化で無償化するとなった場合は、被保険者に利益があるものとして、積極的に基金を活用し（先行して）実施する等。
- Q 健康状態不明層へのダイレクトメール受診勧奨について、治療を受けている方も含めて全員へ送付なのか？重複してしまうのではないか。
- A 健康状態不明層（生活習慣病で医療機関を受診していない方、かつ、特定健診を受けていない方）へは全員にダイレクトメールを送付する。また、生活習慣病で医療機関を受診されていたとしても、特定健診として必要な検査項目の検査を受けていない方がいるため、優先順位は低いですが、送付する場合がある。
- Q 総務管理費について、前年度比 8,000 万円増の内訳を教えてください。
- A 総務管理費のうち職員費は、前年比で 8,760 万円ほど増加。また、事務費は前年比で 2 億 2,550 万円ほど増加しており、うち約 2 億円は子ども・子育て支援金に係るシステム改修費が占めている。削減している部分もあるため、トータルで 0.8 億円増という形になっている。
- Q 介護分の一世帯当たりの平均保険料について、減額の要因は、市が負担する介護納付金が減少したことによるとの記載があるが、減少する要因とこれが一時的なものなのか教えてください。
- A 国から示された数値を基にして、道が札幌市に納付金の金額を示したものであり、詳細理由までは説明できない。
- Q ダイレクトメールの受診勧奨について、同じ人に発送回数を増やすのではなく、優先順位を 5 回全く別につけてやっていくのか。むしろ、優先順位から漏れた方への発送を拡大したほうが良いと思うがいかがか。
- A 優先順位等も考えながら適切な方法で受診勧奨をしていきたい。
- Q カナモトホール集団健診について、夜間健診に対する一定の需要があるのか。
- A 40 歳以上の方のうち、都心で働いている方の受診の機会を増やすという趣旨で行っており、夜間健診は非常に混んでおり、ニーズがありと判断している。

ウ 審議結果

承認された。

(2) 報告第1号 札幌市国民健康保険条例の一部改正

ア 報告内容

- ・国民健康保険法施行令の改正に合わせ賦課限度額の引上げを行い、中間所得層の負担軽減を図るもの。今回の引上げで負担増となる世帯は約3,400世帯、全体の1.3%、負担減となる世帯は11万7,000世帯、全体の46.9%と見込んでいる。
- ・また、同様に施行令改正に合わせ、5割軽減と2割軽減の適用を判断する所得基準を拡大する。5割軽減では、加入者1名につき1万円、2割軽減では、1万5,000円が引き上げられる。
- ・賦課割合の変更及び保険料の激変緩和措置については、国民健康保険運営協議会で協議した結果を基に、令和7年度から段階的に統一保険料率に向けて賦課割合を変更する。
- ・医療分及び支援金分の均等割保険料の上昇を抑制できるよう、国保基金を活用できる特例規定を設けた。
- ・これらの条例改正の施行期日は、令和7年4月1日を予定している。

イ 主な質疑

- Q 令和11年度までに可能な限り、24億円を上回る基金については活用していただきたい。
- A 基金の投入については、可能な範囲で毎年、前年の保険料の見合いで協議して決定していきたいと考えている。

(3) 報告第2号 国民健康保険に係る交付税の一部返還

ア 報告内容

- ・国民健康保険事業の運営に際し、国や道から様々な交付金を受けているが、複数の交付金について、過大に交付を受けていた、また、交付額が過少であったことが判明し、一部返還や追加交付が生じることとなった。
- ・①保険給付費に係る普通交付金が約2億円の返還、②適正服薬推進事業に係る特別交付金が約660万円の返還、③特定健診や特定保健指導に係る特別交付金が追加交付の差引きで約560万円の返還となっている。
- ・これらについては、既に北海道宛てに修正申請済みであり、今後、北海道からの請求を受け、国民健康保険支払準備基金を財源として令和6年度予算にて返還する予定。
- ・各種交付金の申請要綱、要領の解釈について、改正時に見落としや誤解がないか組織的な確認を徹底すること、また、字の間違いなど単純ミスについては、複数人でチェックするルールを徹底し、再発防止に努めてまいりたい。

イ 主な質疑

- Q 複数人でチェックをすることは当たり前のルールであり、再発防止をもっと根本的なところで考えていただきたい。
- A チェック体制が不備であるということは間違いない。今後については、直接の担当者、それを補助する者、上司のチェックを徹底する仕組みを作ってチェックしてまいりたい。
- Q 国の交付金の資料が非常に複雑で理解しにくいことを理由にしてはならない。
- A ご指摘のとおり、それを言い訳にしてはならないため、今後気を付けてまいりたい。

(4) 報告第3号 国民健康保険料の算定誤りについて

ア 報告内容

- ・国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる世帯において、平等割額を8年間減額する制度があるが、電算システムのプログラムミスで、8年目の減額が行われない事案が発見された。
- ・判明した経緯について、区役所にて札幌市に転入された方の国保の加入手続を行った際に、不具合を発見し、調査した結果、札幌市に転入前市町村にて当該激変緩和措置が適用されている世帯が札幌市に転入後も引き続き適用となる場合のシステムのプログラムにミスがあり、複数世帯に影響を及ぼしていることが判明した。
- ・遡って調査したところ、保険料を減額する世帯は3世帯、合計1万1,000円。
- ・また、当該年度から2年以上を経過した場合、国民健康保険法に基づく賦課決定の期間制限があり、1世帯については、保険料の減額を行うことができない。
- ・減額、還付ができる対象の方には、既に連絡を終え、保険料の減額・還付処理を行っているところ。
- ・システムを構築した際に、テストを含め十分なチェックを行うなど、再発防止に努めてまいりたい。

イ 主な質疑

- Q プログラムについてテストをどの程度行ったのか。
- A いろいろなケースでテストを行い、仕様書は正しい形で作成していたが、業者でプログラムミスがあり、その部分をチェックの過程では見つけれなかった。今後もしこういうケースはなくすように努めたい。
- Q 今回のプログラムミスに関しては、改修費用が改めて発生するのか。
- A 毎年契約している保守業務の中で、改修するという方向で進めている。